

相続税の生前対策のポイント ～死亡保険金の受取人を孫にしている場合～ その3

シリーズで、相続税の生前対策のポイントについて解説しています。今回は、死亡保険金の受取人を孫にしている場合の課税上の取扱いについて、解説します。

孫に対する愛情を重視し、孫を生命保険金の受取人に指定しておけば確実に孫に財産を残すことができますが、相続税の負担はかなり重くなると考えられることから、それらの不利点になる点についても事前に確認しておかなければなりません。

【設例】

1. 被相続人 父（令和8年4月死亡）
2. 相続人 母・長男・長女・長男の子A
3. 生前贈与 父は、以下のような贈与を行っていた。

(単位：万円)

受贈者	令和5年5月		令和6年10月		令和7年3月	
	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税
長男	300	19	300	19	300	19
長女	300	19	300	19	300	19
長男の子A	300	19	200	9	300	19

4. 父の相続財産（生前贈与財産を除く）と遺産分割

- ① 不動産 5,000万円（長男が相続）
- ② 現預金 10,000万円（母が相続）
- ③ 上場株式 5,000万円（長女が相続）
- ④ 生命保険金 1,500万円（長男の子Aが受取人）

仮に、生命保険金の受取人が長男や他の相続人であった場合には、生命保険金の非課税規定の適用を受けることができます。

また、Aは父から相続又遺贈により財産を取得していないことになり、相続開始前3年以内の贈与について生前贈与加算の対象とはなりません。

5. 相続税の計算

(単位：万円)

	母	長男	長女	長男の子A
不動産	—	5,000	—	—
現預金	10,000	—	—	—
上場株式	—	—	5,000	—
生命保険金	—	—	—	(注1) 1,500
生前贈与加算	—	900	900	(注2) 800
課税価格	10,000	5,900	5,900	2,300
相続税の総額	3,724			
各人の算出税額	1,545	912	912	355
相続税額の二割加算				(注3) 71
配偶者の税額軽減	△1,545	—	—	—
贈与税額控除	—	△57	△57	△47
納付税額	0	855	855	379
合計税額	2,089			

(注1) Aは、相続人ではないことから、生命保険金の非課税の規定の適用を受けることはできません。

(注2) Aは、生命保険金を遺贈によって取得したものとみなされることから、父から3年以内に受けた贈与財産800万円は生前贈与加算の対象となります。

(注3) Aは、配偶者又は一親等の血族に該当しないことから、相続税額の2割加算の対象者となります。
(文責：山本和義)